

令和2年度

入学者選抜募集要項



松江南高等学校が求める生徒像

- 1 互いを認め、高め合って協働し、切磋琢磨しながら成長しようとする生徒
- 2 自らの在り方や生き方を探究し、主体的に学び、考え、行動する生徒
- 3 部活動や生徒会、地域の活動等に積極的に取り組み、勉学との両立に努力する生徒

入学定員

普通科 240名（6学級）
理数科 40名（1学級）

島根県立松江南高等学校

一般選抜・第2次募集共通事項

I 募集定員

入学定員の普通科240名，理数科40名をそれぞれ募集定員とする。

II 出願資格

島根県公立高等学校入学者選抜に応募することのできる者は，次の1～3のいずれかに該当する者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- 2 令和2年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- 3 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

III 出願の基本的事項

1 保護者の居住地による選抜の制限

(1) 保護者が県内に居住する者

普通科については，保護者の居住地によって，【別表】に示すとおり選抜に制限がある。理数科については制限はない。

保護者の居住地は，以下の3つに分かれる。

- ①松江市立湖南中学校区，松江市立第四中学校区のうち松江市立古志原小学校区，松江市立湖東中学校区のうち松江市立大庭小学校区，松江市立東出雲中学校区，松江市立八雲中学校区，松江市立玉湯中学校区，松江市立宍道中学校区を【地域内・通学区内】とする。
- ②上記の中中学校区以外の松江市内を【地域内・通学区外】とする。
- ③松江市以外の島根県内を【地域外】とする。

【別表】

志望学科	保護者の居住地		選抜に関する制限
普通科	地域内	通学区内	特になし
		通学区外	合格者は普通科の入学定員の20% (48名)以内
	地域外	・松江市以外の島根県内	合格者は普通科の入学定員の10% (24名)以内
理数科	島根県内		特になし

ただし，保護者の居住地が地域（通学区）外であっても，一家転住等の正当と認められる特別な理由があり，出身中学校等の校長を経由した以下の手続によりその許可を受けた場合，地域（通学区）内からの出願としての扱いを受けることができる。

ア 【地域内・通学区外】であるが，【地域内・通学区内】の扱いを受ける場合

転居等に係る地域（通学区）認定願（様式第6号）を，令和2年1月20日（月）から1月24日（金）17時まで（必着）に本校校長に提出すること。ただし，持込の場合は9時から17時までとする。

イ 【地域外】であるが、【地域内・通学区内】又は、【地域内・通学区外】の扱いを受ける場合
転居等に係る地域（通学区）認定願（様式第6号）を、令和2年1月20日（月）から1月24日
（金）17時まで（必着）に居住予定地の通学区内にある全日制課程普通科を設置する県立高等
学校長に提出すること。ただし、持込の場合は9時から17時までとする。

なお、出願において、本校が【地域内・通学区外】となる場合には、転居等に係る地域（通学
区）認定願（様式第6号）の写しを出願書類に添えて提出すること。

ウ 志願者本人が県内の他の地域に居住し、地域（通学区）内に居住する保護者と同居を予定し
ている場合、あらかじめ転居等に係る地域（通学区）認定願（様式第6号）を提出して許可を
受けること。提出先や提出期間はア又はイと同様とする。

エ 県外の中学校等を卒業する場合

出願手続の際に、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）を入学願書に添えて、提
出すること。

※様式第6号により許可を得た者は、一般選抜における出願、志願変更による出願、及び第2次募集
における出願のいずれにおいても、本校の普通科を志望した場合には、地域内又は通学区内の扱い
を受ける。

(2) 保護者が県外に居住する者

ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる特別な理由がある場合、又は県内に居
住している確かな身元引受人（原則として、志願者の親族である祖父母、おじ、おば等）のあ
る場合には出願することができる。いずれの場合も出願手続の際に、島根県公立高等学校入学
志願承認願（様式第8号）を入学願書に添えて、出身中学校等の校長を経由して提出すること。
この許可を受けた場合、普通科の志願者については、その保護者又は身元引受人の居住地に応
じて、【地域内・通学区内】、【地域内・通学区外】、【地域外】のいずれかの扱いを受けること
になる。

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合として出願した者は、入学定員内で、原則
として4名以内において合格者を決定する。

2 複数学科等への出願

志願者は同時に2校以上の県立学校に出願することはできない。ただし、本校の普通科、理数科
の2学科については、第1志望、第2志望の順位をつけて出願することができる。

IV 選 抜

「出身中学校等」の校長から提出された個人調査報告書、一般選抜学力検査の結果、及び自己申
告書等に基づいて、本校の求める生徒像に照らし、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的
に判定して選抜する。

V そ の 他

- 1 いったん受理した入学願書、添付書類、受検料は返還しない。
- 2 いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合には「自
己申告書（様式第14号）」を提出することができる。詳細は「出身中学校等」に問い合わせること。
- 3 出願期限を過ぎて、保護者の転勤等による転住により志願変更を希望する場合、また、転住にと
もない、「地域」「通学区」の扱いに変更が生じた場合は、「出身中学校等」に問い合わせること。
- 4 出願した後、何らかの事由で受検又は志願を辞退する場合は、「出身中学校等」にすみやかに連
絡をすること。
- 5 中学校入試事務担当者は、島根県教育委員会「教育指導課」のホームページより「島根県公立高
等学校入学者選抜事務に係る高校提出書類作成シート」をダウンロードし、提出CD-Rを作成す
ること。詳細については島根県公立高等学校入学者選抜事務に係る「高校提出書類作成シートの手
引き（中学校用）」を参照すること。

- 6 合格者に係る通知・文書等を「出身中学校等」の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第18号）の提出を求める。
- 7 入学予定者に対しては、令和2年3月25日(水)に入学予定者説明会を実施し、併せて教科書その他の販売を行う。保護者とともに必ず出席すること。
- 8 ここに記載されていない事項については、令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱に準ずる。
- 9 入学に関する照会は、松江南高等学校 総務部にすること。
電話 (0852) 21-6329 FAX (0852) 21-1975

一般選抜に係る事項

I 出願手続

- 1 出願方法
次に掲げる提出書類を「出身中学校等」の校長を経由して、所定の期間中に提出すること。
- 2 出願期間
令和2年1月30日(木)から2月4日(火)12時までとする。
持込の場合：1月30日(木)から2月3日(月)は9時から17時まで
2月4日(火)は9時から12時まで
郵送の場合：2月4日(火)12時以降に届いたものについては、1月31日(金)までの消印があるものに限り受け付ける
- 3 提出書類
 - (1) 志願者全員必要なもの

①入学願書 (白色)	<ul style="list-style-type: none"> ・本校所定の願書に記入例に従って、黒又は青のペンで記入すること。 ・裏面に選択科目・入寮希望調査があるので記入すること。 ・願書は折り曲げたり、切り離したりしないこと。
②写真	<ul style="list-style-type: none"> ・たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。 ・写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。
③受検料	<ul style="list-style-type: none"> ・学力検査料1,400円，入学検定料800円，合計2,200円の島根県収入証紙を入学願書の所定の欄にはりつける。ただし，消印をしてはならない。

- (2) 該当者のみ必要なもの

④転居等に係る地域（通学区）認定願（様式第6号）の写し	【地域外】から普通科を志願する者で、正当と認められる特別な理由があるとして、【地域内・通学区外】から出願する場合
⑤地域（通学区）内居住確認届（様式第7号）	普通科を志願する者で、保護者の居住地は地域（通学区）内であるが、特別な理由により、保護者の居住地がある地域（通学区）外の中学校等（国立・私立を除く）を卒業する場合
⑥島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第8号）	保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合
⑦自己申告書（様式第14号）	入学志願者で、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、提出することができる。

II 出願状況の発表

- 出願者の状況を、令和2年2月5日(水)の14時に、県教育委員会のホームページで発表する。
また、以下のⅢにより変更となった後の出願者の状況を、2月21日(金)の10時に、県教育委員会の同ホームページで発表する。

Ⅲ 志願変更

上記Ⅰにより出願した者が希望する場合には、1回に限り、他の学科又は他の学校の課程、学科に志願変更することができる。ただし、第1志望が変わらない変更は認めない。

1 志願変更手続

(1) 出願先高等学校への手続

志願変更を希望する者は、次に掲げるものを、「出身中学校等」の校長を経由して、所定の期間中に出願先の高等学校長に提出し、入学志願変更証明書の交付を受けること。

提出期間 令和2年2月12日(水)から2月14日(金) 3日間とも9時から17時まで
持込による提出のみとし、郵送による提出は認めない。

提出書類 ①入学志願変更届(様式第10号)・入学志願変更証明書(様式第10号-2)
②志願変更先高等学校の入学願書(様式第1号)
本校の他の学科へ志願変更する場合も提出すること。

(2) 志願変更先高等学校への手続

入学志願変更証明書を交付された者は、次に掲げるものを、「出身中学校等」の校長を経由して、所定の期間中に志願変更先の高等学校に提出すること。

提出期間 令和2年2月17日(月)、2月18日(火) 17時まで
ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。
持込の場合：2月17日(月)から2月18日(火)9時から17時まで
郵送の場合：2月18日(火)17時以降に届いたものについては、2月17日(月)までの消印があるものに限り受け付ける

提出書類 ①出願先高等学校長から交付された入学志願変更証明書(様式第10号-2)
②志願変更先高等学校の入学願書(出願先高等学校で収入済みの収納印を受けたもの)
③その他、志願変更先高等学校の出願に必要なもの
(様式第6号の写し、様式第7号、様式第8号、自己申告書等)

ただし、本校の他の学科に志願変更する場合、様式第6号の写し、様式第7号、様式第8号、様式第9号の提出の必要はない。

(3) その他

ア 受検料を再度納付する必要はない。

イ 所定の期間中に転居等に係る地域(通学区)認定願(様式第6号)を提出していなかった者が、志願変更によりこの認定願を新たに提出することはできない。

ウ 一旦入学志願変更届を提出した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の期間中に志願変更手続を完了しなかった者は、一般選抜を辞退したものとみなす。その場合、出身中学校等の校長は、出願していた高等学校の校長へ辞退届(様式第13号)を提出すること。

2 志願変更に係る特別措置

(1) 対象者

次のア～エのいずれかに該当する者が志願変更を希望する場合には、以下の(2)～(5)により志願変更をすることができる。

ア 隠岐郡から隠岐郡以外に所在する高等学校に出願していた者

イ 隠岐郡以外から隠岐郡に所在する高等学校に出願していた者

ウ 島前から島後に所在する高等学校に出願していた者

エ 島後から隠岐島前高等学校に出願していた者

(2) 受付期間等

郵送による提出とし、2月13日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。また、簡易書留速達に限る。

(3) 出願先高等学校への手続

志願変更に係る特別措置を希望する者は、次に掲げるものを、「出身中学校等」の校長を経由して、所定の期間中に**出願先**の高等学校長に提出すること。

提出書類 ①志願変更に係る特別措置願（様式第11号）

（2部作成し、1部を出願先高等学校長へ提出する。）

②入学志願変更届（様式第10号）

入学志願変更証明書（様式第10号-2）にも必要事項を記載し、切り取らずに提出すること。

③志願変更先高等学校の入学願書（様式第1号により志願変更先の高等学校で作成された様式）

同一学校の他の課程、学科へ志願変更する場合も提出すること。

④出願先高等学校から志願変更先高等学校への書類送付用封筒

（同一学校の他の課程、学科へ志願変更する場合には、提出する必要はない。）

- ・送付先（志願変更先高等学校長）をあらかじめ記入しておくこと。送り主は記載しない。
- ・簡易書留速達で送付するのに必要な切手を貼っておくこと。
- ・封筒の表に「**入学者選抜関係書類等在中（志願変更に係る特別措置）**」と朱書すること。

(4) 志願変更先高等学校への手続

志願変更に係る特別措置を希望する者は、次に掲げるものを、「出身中学校等」の校長を経由して、所定の期間中に**志願変更先**の高等学校長に提出しなければならない。

提出書類 ①志願変更に係る特別措置願（様式第11号）

（2部作成し、1部を志願変更先高等学校長へ提出する。）

②その他、志願変更先高等学校の出願に必要なもの

（様式第6号写し、様式第7号、様式第8号、自己申告書等）

志願変更で本校の第1志望学科を変更して出願する場合には、**一般選抜に係る事項**の**Ⅲ志願変更**の1の手続に準ずる。

(5) その他

- ・県外出身者の出願、自己申告書の提出については、**一般選抜・第2次募集共通事項**の**Ⅲ出願の基本的事項**の1の(2)及び**Vその他の2**に準ずる。
- ・ここに記載されていない事項については、令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱に準ずる。

志願変更に係る書類等を「出身中学校等」の教員に直接交付又は返付する場合は、**委任状（様式第18号）**の提出を求める。

IV 学力検査実施日及び教科

1 学力検査実施期日・教科・時間

実施日 令和2年3月5日(木)

3月5日(木)	受付	諸注意・入場	国語	数学
	8:30~8:50	8:50~9:15	9:20~10:00	10:30~11:20
	社会	昼食	英語	理科
11:40~12:30	13:20~14:10		14:30~15:20	

学力検査の配点は各教科50点満点とする。

受検当日に欠席する場合は、その旨を「出身中学校等」の校長を経て、当日の8時50分までに届け出ること。

2 検査場 松江南高等学校

ただし、隠岐郡からの志願者に限り、特別措置として隠岐郡内の最寄りの検査場で受検することができる。

V 合格発表

令和2年3月12日(木)10時

本校昇降口前に合格者の受検番号を掲示し、10時30分以降17時まで以下のURLにも掲載する。併せて、「出身中学校等」の校長に文書で通知する。

可否に関する電話での問い合わせには応じられない。

インターネット上における合格発表は**本校ホームページ**ではなく、以下のURL上で行う。本校ホームページにもリンクは掲載する。

<http://www.shimanet.ed.jp/minami/>

VI その他

1 入学意思表示

合格者は「入学の手引き」にある「入学意思表示書」により、令和2年3月19日(木)12時までに入学意思を表示しなければならない。なお、受付時間は平日の9時から17時までとする。入学意思表示の無い場合は合格を取り消すことがある。

ただし、遠隔地の者は、「出身中学校等」の校長を経由して、受検番号と入学意思を本校に電話で連絡した後、「入学意思表示書」を送付するか、または入学予定者説明会の際に持参すること。

2 口頭による開示請求

受検者は「学力検査の得点」について、定められた手続を経て、受検した高等学校において口頭による開示請求を行う事ができる。その際には本人確認のために受検票の提示を必要とする。

本校の開示請求は、令和2年4月1日(水)より4月30日(木)までの平日の9時から17時まで本校事務室で受け付ける。

第2次募集に係る事柄

I 出願手続

1 募集人員

令和2年3月12日(木)の公立高等学校入学者選抜の合格発表で欠員が生じたときは、その欠員数を募集人員とする。【地域外】、【地域内・通学区外】の募集定員は、それぞれの制限を超えないこととする。

2 出願資格

一般選抜学力検査を受検している者で、以下の(1)又は(2)に該当する者を除く者とする。

(1) 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(2) 令和2年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続をした者

ただし、令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において出願した学校（志願変更をした場合には、志願変更後の学校）に再度出願することはできない。

3 出願期間

令和2年3月13日(金)から3月17日(火)12時までとする。ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

持込の場合：3月13日(金)、3月16日(月)は9時から17時まで

3月17日(火)は9時から12時まで

郵送の場合：3月17日(火)12時以降に届いたものについては、3月16日(月)までの消印があるものに限り受け付ける

4 提出書類

次に掲げる提出書類を「出身中学校等」の校長を経由して、所定の期間中に提出すること。

(1) 志願者全員必要なもの

①入学願書 (青色)	・本校所定の願書に記入例に従って、黒又は青のペンで記入すること。 ・裏面に選択科目・入寮希望調査があるので記入すること。 ・願書は折り曲げたり、切り離したりしないこと。
②写真	・たて4cm×よこ3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつけること。 ・写真は無帽・無背景・正面とし、本人を鮮明に識別できるもの。原則として制服とする。白黒・カラー写真の別は問わない。
③受検料	・ 入学検定料800円 の島根県収入証紙を入学願書の所定の欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(2) 該当者のみ必要なもの

④転居等に係る地域(通学区)認定願(様式第6号)の写し	【地域外】から普通科を志願する者で、正当と認められる特別な理由があるとして、【地域内・通学区外】から出願する場合
⑤地域(通学区)内居住確認届(様式第7号)	普通科を志願する者で、保護者の居住地は地域(通学区)内であるが、特別な理由により、保護者の居住地がある地域(通学区)外の中学校等(国立・私立を除く)を卒業する場合
⑥島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第8号)	保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合
⑦自己申告書(様式第14号)	入学志願者は、いずれかの学年で欠席日数が30日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、提出することができる。

II 選 抜

「出身中学校等」の校長から提出された個人調査報告書、一般選抜学力検査の結果、及び自己申告書等に基づいて、本校の求める生徒像に照らし、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

本校での試験は実施しない。

III 合格発表

令和2年3月23日(月)15時とする。

本校昇降口前に合格者の受検番号を掲示する。併せて、「出身中学校等」の校長を通じて本人に連絡する。インターネット上における合格発表は行わない。

IV その他

合格者は「入学の手引き」にある「入学意思表示書」により、令和2年3月24日(火)17時までに入学意思を表示しなければならない。入学意思表示の無い場合は合格を取り消すことがある。

ただし、遠隔地の者は、「出身中学校等」の校長を経由して、受検番号と入学意思を本校に電話で連絡した後、「入学意思表示書」を送付するか、または入学予定者説明会の際に持参すること。

(様式第1号表面)

(島根県収入証紙をはりつけるところ)

--	--

第2志望学科が無い場合は斜線(右下がり)を記してください。

特別な指定がある場合を除き、願書の記入は黒または青のボールペンで行うものとします。訂正などを行う場合は、二重線で該当箇所を消し、訂正印を押してください。

氏名は住民票に記された正式な漢字で記入してください。(高、國、富など)

裏面の入学願書記入上の注意2を参照してください。

志願者と保護者の現住所は、住民票に記された正確な住所を記入してください。

記入日の日付を記入した上で、志願者と保護者がそれぞれ署名してください。

令和2年度		入学願書		※印がある欄は記入しないでください。
高等学校名	第1志望	第2志望	地域・通学区	
松江南高等学校	理数科	普通科	①地域内(通学区内・通学区外) ②地域外	
ふりがな	まつえ	みなみ	生	年
氏名	松江	みなみ	昭和	〇
志願者	松江	みなみ	平成	〇
現住所	島根県松江市八雲台1丁目1番1号		卒業	〇
現住所	松江市立〇〇中学校		令和	〇
氏名	松江 高志		卒業	〇
現住所	島根県松江市八雲台1丁目1番1号		令和	〇
保護者	志願者氏名 松江 みなみ		卒業	〇
保護者	保護者氏名 松江 高志		令和	〇
私は出願資格を満たしており、貴校に入学したいので、受検料を添え、保護者と連名で出願します。				
令和 2 年 〇 月 〇 日				
島根県立松江南高等学校長 様				

受 検 票

受検者名	松江 みなみ	受検者顔写真 (4×3cm) 無帽・無背景・正面 6か月以内に撮影 したものに限る 裏面に出身中学校 等名・氏名を記入
出身中学校等名	松江市立〇〇中学校	
※検査場名		
※受検番号		
志願先 高等学校名	島根県立松江南高等学校	

隠岐郡の中学校在籍中の志願者は、検査場名を未書してください。

(この受検票は、受検中、必ず所持しなければなりません。)

学力検査料納付済証明書

志願者氏名	松江 みなみ	生年月日	昭和 〇 年 〇 月 〇 日	生
現住所	島根県松江市八雲台1丁目1番1号			

学力検査料1,400円は納付済みであることを証明します。

取 納 印

島根県立松江南高等学校長 印

(注) 学力検査料納付済証明書は、第2次募集に出願する場合に必要となるので、大切に保管しておくこと。この証明書は原則として再交付しない。

願書記入上の注意

○入学願書記入上の注意

- 1 黒又は青のペンで記入すること。
- 2 志願者の氏名にある文字と入力及び印刷に用いる文字が異なる場合には、該当の文字を「入力用文字」の欄に記載する。異なる文字を用いていない場合は空欄とせず、斜線を記すこと。
- 3 現住所の欄は、都道府県名から記入すること。
- 4 ※印は押印・記入しない。ただし、検査場について特別措置を願う者は、受検票の検査場名を朱書する。
- 5 併記してある事項は、該当文字を○で囲む。
- 6 願書は折らないこと。
- 7 出願時には入学願書と受検票、学力検査料納付済証明書と受検票を切り離さないこと。
- 8 受検時には、受検票と学力検査料納付済証明書を切り離し受検票を持参する。
- 9 写真は裏面にのり又は両面テープ等をはり、はがれないように注意する。

○学力検査の日程

時間	月日	3月5日(木)
8:30~8:50	受	付
8:50~9:15	諸注意・入場	
9:20~10:10	国	語
10:30~11:20	数	学
11:40~12:30	社	会
	星	食
13:20~14:10	英	語
14:30~15:20	理	科

○

○

○ 島根県収入証紙のほうり方について

- 1 志願者は、受検料2,200円分の収入証紙をはる。
- 2 収入証紙の枚数が多く、表面だけにはわれない場合は裏面にはってもよい。

推薦選抜等へ出願した者が、一般選抜に出願する際は、この欄に推薦選抜等受検校から交付された学力検査料納付済証明書をはりつけること。

次の調査欄に記入すること。

受検者名	松江 みなみ
出身中学校等名	松江市立〇〇中学校

◎入学した場合の芸術科目の選択科目希望順位
 本校では音楽、美術、書道の3科目中から1科目を選択して履修します。
 (第1希望, 第2希望までを, 1, 2の数字で記入すること)

科目	音楽	美術	書道
希望順位	1	2	

◎入学した場合の入寮希望の有無

有	無
---	---

(どちらかを○で囲むこと)

入学後に必要な費用等

令和元年度は次の通りです。入学予定者説明会の際に詳細をお知らせします。

(1) 修学費用及び諸会費

P T A 会 費	月額	450円	入学時納付金	
同 窓 会 費	月額	2,400円 (4月のみ)	入 学 料	5,650円 (島根県収入証紙)
部活動振興費	月額	3,000円 (4月～9月)	P T A 入会金	2,000円
教育助成費	月額	1,000円	生徒会入会金	2,000円
進路指導費	月額	850円	記念館維持管理費	8,000円
生徒会費	月額	500円	その他諸経費	3,950円
エアコン整備費	月額	700円	※教科書・副教材費, その他学用品費等は別途	
学年会費	月額	4,000円 (4月～11月)		

(2) 奨学生制度

島根県育英会奨学金, 松江市ふるさと奨学金, あしなが育英会奨学金, 高等学校等給付奨学金等があります。

寄宿舎

(1) 所在地 松江市上乃木10丁目2番10号

(2) 概要

- 定員 32名 (男子18名 女子14名)
- (在寮)
 - 1年 (男子7名 女子5名)
 - 2年 (男子7名 女子5名)
 - 3年 (男子4名 女子4名)
- 経費
 - 入寮費 10,000円 (入寮時)
 - 寮費 (月額) 15,000円 (令和元年度)
 - 食費 (月額) 28,000円 (昼食費は含まない)

(3) 入寮希望

- 入学願書裏面の調査欄に意思表示をしてください。
- 入学予定者説明会の際に詳細をお知らせします。
- 入寮希望者が多数の場合は人数調整をする場合があります。

島根県立松江南高等学校

〒690-8519 松江市八雲台1丁目1番1号

TEL (0852) 21-6329(代) FAX (0852) 21-1975

ホームページアドレス <http://matsue-minami.ed.jp/>